

水産流通適正化制度の概要について (特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律)

特定水産動植物

R4.12.1～ アワビ・ナマコ

R7.12.1～ シラスウナギ(うなぎの稚魚・全長13cm以下) ←NEW

R8.4.1～ 太平洋クロマグロ ←NEW

神奈川県環境農政局水産課
R7.10

Kanagawa Prefectural Government

- 水産流通適正化制度の概要について説明します。
- これは、「特定水産動植物の国内流通に関する法律」、略して「水産流通適正化法」の規定に基づくものです。
- この法律は、従前はアワビとナマコを適用対象としてきましたが、令和7年12月からシラスウナギ(うなぎの稚魚・全長13cm以下)にも適用されます。また、令和8年4月からは太平洋クロマグロにも適用されますので注意が必要です。

水産流通適正化制度について
(アワビ、ナマコ、シラスウナギ(うなぎの稚魚・全長13cm以下))

水産流通適正化制度の目的、期待される効果

【目的】

漁獲段階での規制のみでは十分でなく、加工、流通段階で違法な漁業に由来する水産物を排除する仕組みの構築が必要であることから、国内において違法に採捕された水産動植物(違法漁獲物)の流通の適正化を図ることに加え、海外において違法に採捕された水産動植物の輸入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的利用に寄与し、漁業、加工流通業及びその関連産業の健全な発展に資すること。

【効果】

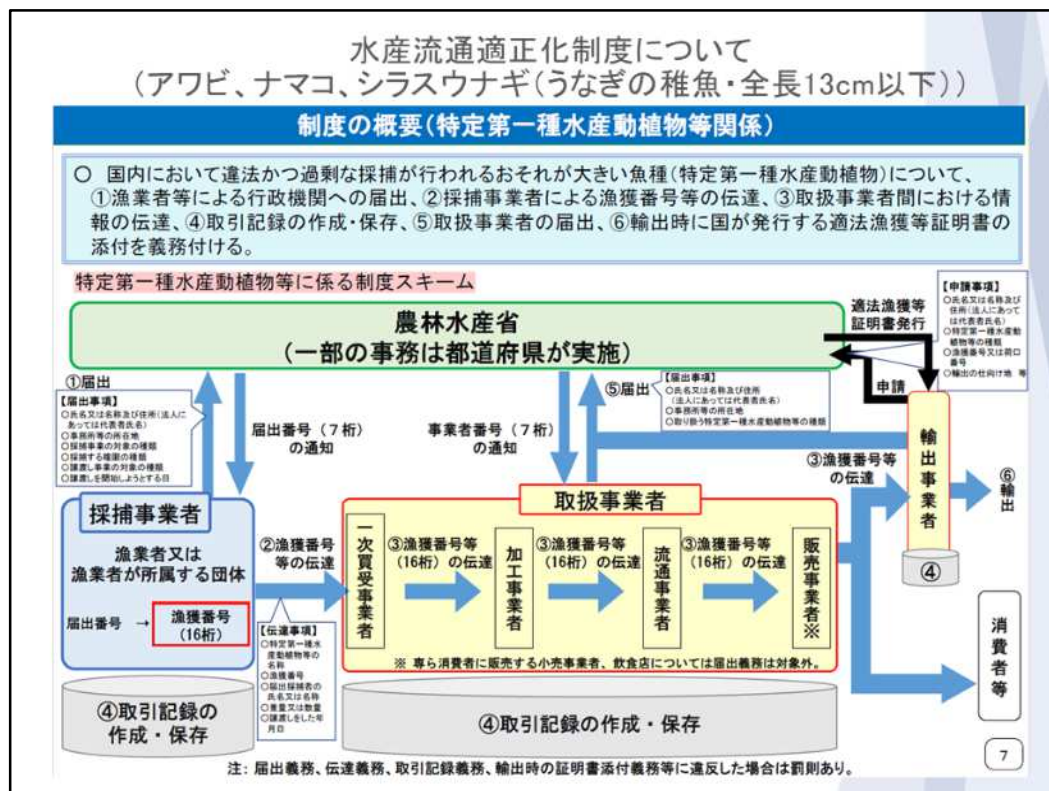
- 違法漁獲物を国内流通から排除することができ、改正漁業法の罰則強化と相まり、密漁等の非漁業者による法令違反件数が減少し、持続的な水産資源の利用が可能。
- 違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われ、流通することとなるため、流通事業者、加工事業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上、取引の円滑化に寄与。
- 海外からの違法漁獲物の流入を防止することにより、違法漁獲物の国内市場流通への悪影響が排除され、適正な国内市場環境の実現。

Kanagawa Prefectural Government

2

➤ この法律の目的は違法に採捕された漁獲物を流過程から排除することを目的としています。

➤ そのため、これからご説明するように、漁業者等の採捕事業者や、流通事業者等の取扱事業者については、届出(届出番号等の取得)や、漁獲番号等の情報伝達、取引記録の作成・保存等の対応をしていただく必要があります。



- まずは、アワビ、ナマコ、シラスウナギ(うなぎの稚魚)について説明します。
- 水産流通適正化制度の制度スキームは記載のとおりです。
- 採捕事業者、取扱事業者ともに、農林水産省又は都道府県への届出(図の①・⑤)が必要であるとともに、各事業者間での情報伝達(図の②・③)、取引記録の作成・保存(図の④)をする必要があります。

水産流通適正化制度について
(アワビ、ナマコ、シラスウナギ(うなぎの稚魚・全長13cm以下))

特定第一種水産動植物等取扱事業者に係る義務について

特定第一種水産動植物等取扱事業者	対象者	義務	
	漁業者又は漁協 (法人)	採捕事業者の届出	【譲渡す時】 ①漁獲番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	産地市場一次買受人 卸売事業者 仲卸売事業者 水産加工事業者 (一次問屋、二次問屋)	取扱事業者の届出	【譲受ける(引受ける)時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す(引渡す)時】 ①漁獲番号又は荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	輸出事業者		【譲受ける(引受ける)時】 ○取引記録の作成・保存 【輸出する時】 ○適法漁獲等証明書の申請・添付
	輸入事業者 養殖事業者 (人工種苗生産者)		【譲受ける(引受ける)時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す(引渡す)時】 ①輸入又は養殖水産物であることの伝達 ②取引記録の作成・保存
	小売事業者 飲食店 宿泊事業者 等	取扱事業者の届出 ※専ら消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する者は、届出不要	【譲受ける(引受ける)時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す(引渡す)時】 ①漁獲番号又は荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存 ※消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、当該義務は課されない

- 対象者に対応する義務は表に記載のとおりです。
- これまでのご説明のとおり、届出と情報伝達、及び取引記録の作成・保存が必要です。

水産流通適正化制度について
(アワビ、ナマコ、シラスウナギ(うなぎの稚魚・全長13cm以下))

＜流通事業者(一次問屋・二次問屋等)に係る義務＞

- ① 取扱事業者の届出
- ② 漁獲番号又は荷口番号等の伝達
(アワビ、ナマコはR4.12.1～、**シラスウナギはR7.12.1～**)
- ③ 取引記録の作成・保存(3年間)
(アワビ、ナマコはR4.12.1～、**シラスウナギはR7.12.1～**)

Kanagawa Prefectural Government

5

- 以下、流通事業者に係る義務に重点を置いて説明します。
- 義務は3点にまとめられます。
- シラスウナギについては、冒頭にご説明したように令和7年12月に適用開始となりますので、ご注意ください。

水産流通適正化制度について
(アワビ、ナマコ、シラスウナギ(うなぎの稚魚・全長13cm以下))

<流通事業者(一次問屋・二次問屋等)に係る義務>

① 取扱事業者の届出

アワビ、ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者や、シラスウナギ(うなぎの稚魚)を販売、輸出する流通事業者は、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)または書面どちらかの方法で、神奈川県に対して、届出を行う必要があります。

ただし、事務所等が複数の都道府県にある広域事業者は届出先は農林水産省となります。

Kanagawa Prefectural Government

6

- まず、①取扱事業者の届出です。
- 届出については、農林水産省のシステムか書面にて行います。
- 届け出先は、事業所等の所在によって、都道府県知事の場合と農林水産大臣の場合がありますので、どちらに届け出る必要があるかをご確認の上、届出を行ってください。

水産流通適正化制度について
(アワビ、ナマコ、シラスウナギ(うなぎの稚魚・全長13cm以下))

＜流通事業者(一次問屋・二次問屋等)に係る義務＞

② 漁獲番号又は荷口番号等の伝達

仕入先から伝達を受けた漁獲番号をそのまま販売先に伝達するか、複数の漁獲番号に代えて荷口番号(※)等を販売先に伝達する必要があります。

(※) 荷口番号とは・・・水産物が流通過程で荷口の統合や小分けが起きることが多いことから、流通事業者等の負担に鑑み、複数の漁獲番号に代えて伝達可能な番号です。

Kanagawa Prefectural Government

7

- ②漁獲番号又は荷口番号等の伝達についてです。
- 仕入れ先から伝達を受けた漁獲番号をそのまま販売先に伝達するか、取扱事業者にて新たに付番した荷口番号を取引先に伝達してください。

水産流通適正化制度について
(アワビ、ナマコ、シラスウナギ(うなぎの稚魚・全長13cm以下))

＜流通事業者(一次問屋・二次問屋等)に係る義務＞

② 漁獲番号又は荷口番号等の伝達

- ・漁獲番号の附番イメージ(漁業者等(採捕事業者)が附番)



- ・荷口番号の附番イメージ(流通事業者等(取扱事業者)が附番)



Kanagawa Prefectural Government

8

- 漁獲番号や荷口番号は事業者が届け出ることによって通知される7桁の届出番号(採捕者の場合)又は事業者割振り番号(取扱事業者の場合)に取引年月日(6桁)とロットごとの任意の数字(3桁)を合わせて作成します。
- 附番のイメージはスライドをご覧ください。

水産流通適正化制度について
(アワビ、ナマコ、シラスウナギ(うなぎの稚魚・全長13cm以下))

＜流通事業者(一次問屋・二次問屋等)に係る義務＞

③ 取引記録の作成・保存(3年間)

アワビ、ナマコやその加工品を入荷(仕入)及び販売した場合や、シラスウナギ(うなぎの稚魚)を仕入及び販売した場合には、仕入先からは取引記録が記載された伝票類(請求書、納品書等)を受領し、**販売先へは取引記録が記載された伝票類(請求書、納品書等)を発行してください。**

受領及び発行した取引記録が記載された伝票類(請求書、納品書等)は3年間保存してください。

- ③取引記録の作成・保存についてです。
- 取引記録を作成または受領し、3年間保存してください。
- 以上が、アワビ、ナマコ、シラスウナギ(うなぎの稚魚)に関する説明となります。

水産流通適正化制度について (太平洋クロマグロ)

- 水産流通適正化法の対象として、漁業法に新設する特別管理特定水産資源等(太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上))を追加し、情報伝達等を義務付ける。
- 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則を設ける。
- 適法漁獲等証明書の発行件数が増加しても円滑な発行ができるよう、農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

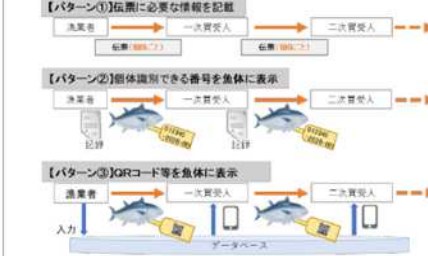
<具体的な措置>

- ① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「特定第一種第二号水産動植物」と定義し、以下の事項等を義務付ける。
 - ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達(※)
 - ・ 取引記録の作成・保存
 - ・ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付
- ※ 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- ② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。
- ③ 農水大臣が指定する民間機関(指定交付機関)による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

<改正法の施行期日>

令和8年4月1日(特定第一種第二号水産動植物等の取扱事業者の事前届出等に係る規定については、令和7年10月1日)

○情報の伝達のイメージ



○適法漁獲等証明書の交付のイメージ



- 次に太平洋クロマグロについてです。
- 冒頭にご説明したように、太平洋クロマグロには令和8年4月から水産流通適正化法が適用されます。
- スライドの<具体的な措置>に記載のとおり、情報伝達や取引記録の作成・保存が必要となります。
- 以下で説明します。

水産流通適正化制度について
(太平洋クロマグロ)

＜流通事業者(一次問屋・二次問屋等)に係る義務＞

届出	伝達・保存等
☑ 太平洋クロマグロの大型魚 (30kg以上)でかつ、解体前のも<u>の</u>※1を販売する場合の届出※2 (ただし、アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(全長13cm以下)で届出済みの場合は不要) ※1 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレスが対象 ※2 輸入ものや養殖ものを取り扱う事業者についても届出が必要	太平洋クロマグロの大型魚 (30kg以上)でかつ、解体前のも<u>の</u>※1の取引時には、 ☑ 名称、船舶等の名称、個体の重量、陸揚げ日※3を伝達(販売先へ) ☑ 取引記録の作成・保存※4(3年間) ※3 輸入ものや養殖ものを取り扱う事業者は輸入ものや養殖ものである旨等を伝達し、取引記録を作成・保存することが必要 ※4 譲受け(仕入)等についても同様の記録の保存が必要

9

Kanagawa Prefectural Government

11

➤ 流通事業者に絞ってご説明しますと、必要な対応は記載のとおり、①届出、②情報伝達、③取引記録の作成・保存です。

水産流通適正化制度について (太平洋クロマグロ)

<流通事業者に係る義務>

① 取扱事業者の届出

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のものを取り扱う**取扱事業者**(採捕事業者や養殖事業者を除く)は、**届出が必要です**。ただし、アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(全長13cm以下)で既に**届出済みの場合は不要**です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等(個人)又は定款及び登記事項証明書(法人)
- (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等

3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一の都道府県の区域内にのみある事業者)	都道府県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	農林水産大臣

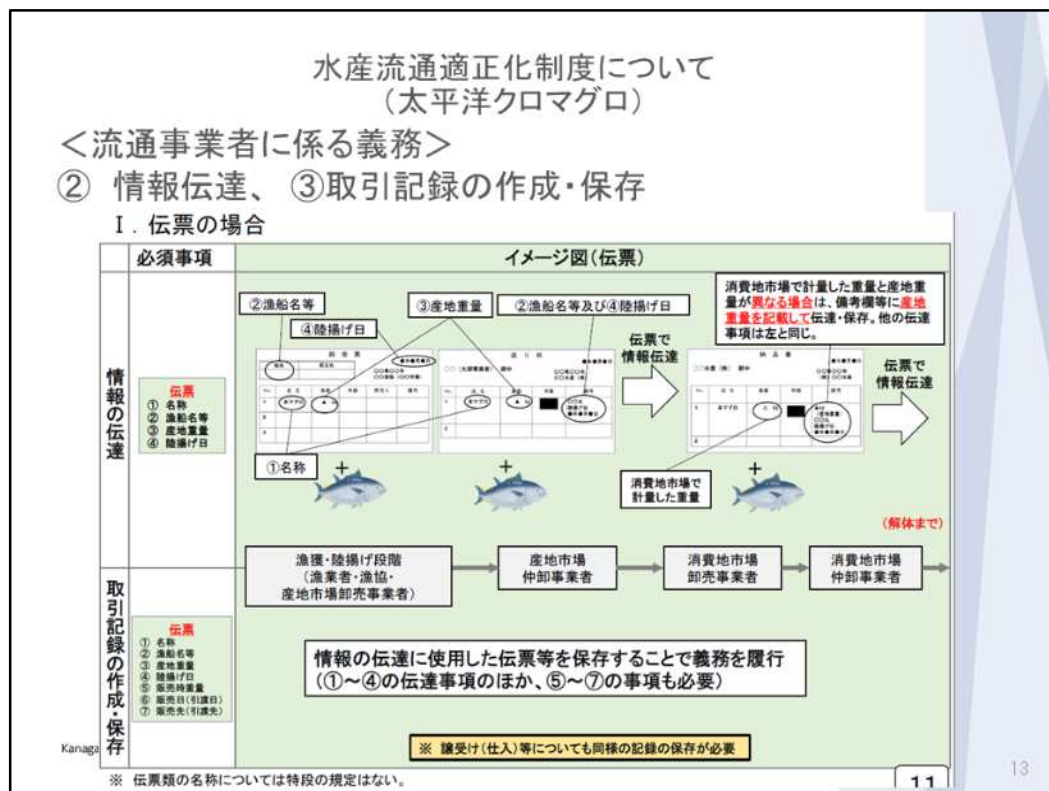
4 届出方法

原則、**電子申請(eMAFF)**で届出を行って下さい。



➤ ①届出については、スライドに記載のとおり、太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ解体前のものを取り扱う取扱事業者は都道府県知事又は農林水産大臣への届出が必要です。

➤ ただし、アワビ、ナマコ、シラスウナギ(うなぎの稚魚)ですでに届出済みの場合は届出不要です。



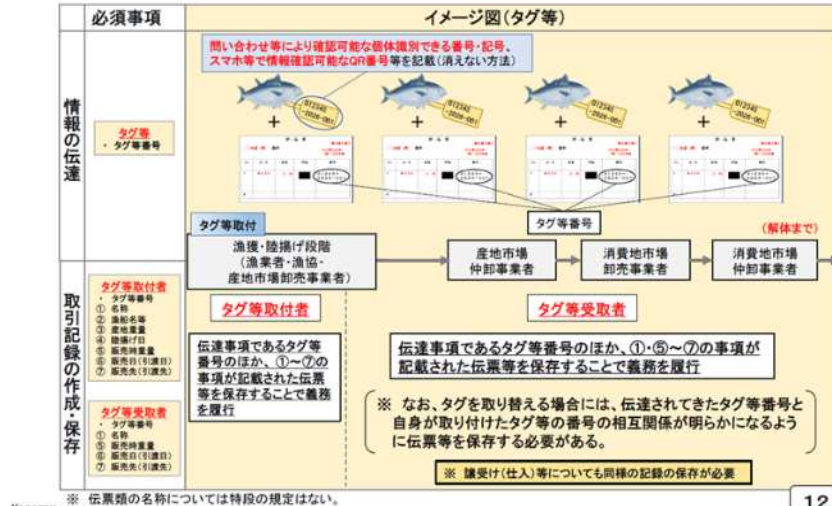
- ②情報伝達、及び③取引記録の作成・保存についてです。
- 方法としては、I・伝票による伝達、II・タグ等による伝達、III・伝票とタグ等の併用による伝達があります。
- 本スライドは伝票による場合です。

水産流通適正化制度について (太平洋クロマグロ)

<流通事業者に係る義務>

② 情報伝達、③取引記録の作成・保存

Ⅱ. タグ等の場合



※ 伝票類の名称については特段の規定はない。

12

14

➤ 本スライドはタグ等による場合です。

② 情報伝達、③取引記録の作成・保存

※ 伝票類の名称については特段の規定はない。

13

15

- 15

◆農林水産省ホームページ

・特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika.html>

※法律・制度の内容に関すること

・水産流通適正化法に関する届出について

https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika_shinsei.html

※eMAFF電子申請に関するものの問合せ

・水産流通適正化法に係る周知・普及啓発資料

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/fukyuu.html>

【eMAFF電子申請（原則こちら）】

<https://e.maff.go.jp/GuestPortal?ec=302&startURL=/s/>

◆県水産課ホームページ

※書面による手続きについての問合せ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/ryuutuutekiseikahou_todokede.html

【書面による申請】

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県水産課水産企画グループ 045-210-4542

Kanagawa Prefectural Government

- これまでの関連する農林水産省及び県のホームページはスライドに記載のとおりです。
- 農水省のHPではより詳しい資料をご覧になれますので、併せて参考にしてください。
- 届出については、特定第一種水産動植物の採捕事業者及び取扱事業者（個人・法人・団体含む）は、原則eMAFF（電子申請システム）により、農林水産省へ届出を行ってください。
- 本県内にのみ住所を有する事業者に限り、eMAFFでの届出が困難である場合は、神奈川県水産課が代理で電子申請を行っています。
- eMAFFでの届出が困難な方は、県HPに掲載された所定の届出様式に必要事項をご記入いただき、県水産課宛ご提出ください。